

卷頭言——木簡と墨書土器——

木簡を、その形状・材質・用途などから区分して、どこまでを木簡の範囲にふくめるべきかという研究も必要であるが、逆にまた、墨書という視点からみれば、木簡は、木器・土器・古裂などの銘文とも共通性があり、さらに文字ということになれば、瓦博・石碑・金属製品などのヘラ書きや印刻文にまで視野が拡大され、研究の範囲は一挙にひろがることになる。

もちろん、それらはあくまで、木簡ではないので、扱う規準も異なる。しかし、発掘調査という現実の事業の進み具合から考えると、木簡と墨書土器は併出し、切っても切れない関係にある。むしろ木簡より墨書土器に主役のある場合すらみとめられる。これに時として、木器・瓦博・金属製品の一部が加わる程度とみてよいであろう。

このようなことは、私がいまさらもち出すまでもない。現に発掘調査者はそのように考え、報告書にも記録されている。本誌創刊号の“一九七八年出土の木簡”をみると、静岡・城山遺跡では、七世紀以後の墨書土器、おなじく二之宮遺跡では、奈良時代の須恵器に数点の墨書のあることがふれられ、さらに同・伊場遺跡では、□駅長・郡鎰取……などの墨書土器の釈文が付され、同・御子ヶ谷遺跡にいたっては、木簡よりは墨書土器の方にむしろ重点があるので、志太・大領・志太大領・少領・志太厨……など二三七点にのぼる墨書土器の報告がなされている。

しかし、私の提案したいのは、木簡学会であっても、否、むしろ木簡学会だからこそ、木簡と同等の重みで墨書土器を記録する必要があるだろうということである。私は、木簡を出土しないで、墨書土器だけを出土する遺跡についても、本学会は、木簡のばあいとおなじく掌握せねばならないと考えている。墨書土器の出土する遺跡および点数はまことに多い。

今、私の大学、つまり東京女子大学では、助手の守安和代嬢が、もう数年にわたって墨書土器を報告書からあつめている。ヘラ書きのものも、硯の出土もあわせてカード化してほしいという私の希望にしたがっているのであるが、それは驚くべき数であり、

私の予測などとうに越えている。私の大学だけでは無理ではないかと思われる。これまでにカード化した墨書土器の県別出土遺跡数は、青森11、秋田14、山形4、岩手14、宮城25、福島5、群馬12、栃木15、茨城15、埼玉25、千葉44、東京15、神奈川8、新潟14、富山5、石川15、福井2、長野50、山梨10、岐阜3、静岡45、愛知12、滋賀9、三重9、京都17、奈良21、大阪23、兵庫7、和歌山5、鳥取8、島根3、山口1、福岡6、熊本8である。

このうち、東北・関東はかなり網羅的で、中部はこれにつぐが、関西から西はまだ序の口にも達していない。遺跡名・発掘位置・層位・推定年代、それに釈文を記した一件一枚のカードは、約七五〇〇枚に達している。

このような仕事はこれまでにも例があり、現在でも各地で仄聞しているが、まだ網羅性に乏しいのはやむをえない。

さて、木簡は、一応の分類として、(一)文書様木簡、(二)荷札・付札、(三)樂書・習書、(四)その他、告知札・過所符などがあげられるよう、その作成の目的は公的性格のつよいものであった。しかしに、墨書土器は、むしろ符牒のような地名・人名・建物名などを記すことが多く、私的であり、社会でいえば底辺的な性格をもつものが多い。私は、八世紀における文字の普及度について絶大な関心を抱く一人である。

かつて、昭和三〇年代に“正倉院の戸籍・計帳調査”に加わったとき、天平五年の右京計帳が、大宝令の規定どおり、各戸の計帳手実をそのままつなぎ合わせたもので、戸別に筆のちがうこととを知つて、くい入るように眺めた記憶がある。それが「文進」とある戸主や戸口の手実とすれば、六〇歳の戸主母や、十七歳の嫡子などが、見事な文字を記したことになる。もちろんそれは、下級官人を多く出した京戸のこととで、地方はどうだったかわからない。

その後、『日本古代人名辞典』を作成するさなかに、武藏国分寺をはじめ、下野上神主廃寺や大野寺土塔のヘラ書きなどの人名瓦、おなじく正倉院の調庸布に記された墨書銘などを、はたして誰が書いたのかと眺め入った。これは文字どおり、地方で記されたものである。

そして今や木簡と墨書土器である。ことに墨書土器のなかで、住居跡から出土するものに注目しているのである。これはもはや歴史家の書斎の仕事ではありえないであろう。

(平野邦雄)